



県紋章



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和元年5月21日(火) 第9699号

目次

	ページ
告 示	
○解除予定保安林(森林保全課)	2
○同	2
公 告	
○特定非営利活動法人の定款変更に係る認証申請(県民生活課)	2

■ 告 示

◎群馬県告示第16号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

令和元年5月21日

群馬県知事 大澤 正 明

- 1 解除予定保安林の所在場所 多野郡神流町大字神ヶ原字峯637の8（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 解除の理由 道路用地とするため

「次の図」は、省略し、その図面を群馬県森林環境部森林保全課及び神流町役場に備え置いて縦覧に供する。

◎群馬県告示第17号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

令和元年5月21日

群馬県知事 大澤 正 明

- 1 解除予定保安林の所在場所 桐生市黒保根町下田沢字清水小路3016の4・3016の5・字張原3019の2（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 解除の理由 指定理由の消滅

「次の図」は、省略し、その図面を群馬県森林環境部森林保全課及び桐生市役所に備え置いて縦覧に供する。

■ 公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定による特定非営利活動法人の定款の変更に係る認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により、次のとおり公告する。

なお、同項の規定により、申請のあった日から1月間、申請に係る変更後の定款を群馬県生活文化スポーツ部県民生活課において縦覧に供する。

令和元年5月21日

群馬県知事 大澤 正 明

- 1 申請のあった年月日 令和元年5月8日
- 2 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人日本マインドボディヒーリング協会
- 3 代表者の氏名 大澤貞敦
- 4 主たる事務所の所在地 高崎市柴崎町1289番地
- 5 定款に記載された目的 この法人は、心と身体に不調を感じる人に対して、整体・リラクゼーション・相談や農業を行う場を提供したり、それらを提供できる人材を育成することによって、悩みを軽減することにより、

健全で豊かな社会の確立に寄与することを目的とする。

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111
